令和６年度

北海道立埋蔵文化財センター

年次業務計画書

指定管理者名：公益財団法人北海道埋蔵文化財センター

1　令和６年度各業務の基本的な事項に関すること

(1)　指定管理業務の基本的な運営方針

ア　基本方針

埋蔵文化財の調査研究及び保存を行うとともに、その活用を図り、文化財に対する道民の理解を深める。

イ　運営方針

(ｱ)　調査研究事業などにより埋蔵文化財を保護し、保存・活用を図る。

(ｲ)　文化財に触れ親しむ機会を拡大し、文化財に対する道民の理解を深めるため、普及・啓発を図る。

ウ　維持管理方針

(ｱ)　利用者が常に快適に利用できるよう、環境に配慮した適切な施設等の管理を行う。

(ｲ)　利用者の施設等の利用状況を常に把握し、効率的・効果的な施設運営を行う。

(2)　組織体制、人員配置計画、研修計画等

ア　組織体制、人員配置計画

北海道立埋蔵文化財センターの管理運営に直接携わる職員は、別紙「組織体制等」の組織図のとおりであり、事務分掌により職員を配置している。

実務は、役員２人、総務部４人及び調査部７人の合計１３人がそれぞれの業務に関わって実施する。

「北海道立埋蔵文化財センター」の業務実施上の機構としては、理事長を所長とし、専務理事（事務局長）及び常務理事（第１調査部長兼務）を副所長として管理運営の総括的な責任体制を整え、総務部は主として要求水準書で示された維持管理業務及び運営業務を、調査部は主として調査研究事業、収蔵保管事業及び普及・啓発事業を担当し、担当課に適任者を配置する。

イ　研修計画

公益財団法人北海道埋蔵文化財センターは、定款に定められた事業をより充実し実施する上からも、また、道内のセンター的な役割を果たしていくためにも、職員がより専門性や必要な技術を習得していくことが求められていることから、職員の研修には可能な限りの措置を行う。

①　文化財担当者専門研修

独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が実施する研修事業等への参加

②　埋蔵文化財担当職員等講習会

文化庁主催の発掘調査事業に係る専門研修への参加

③　専門学会

文化財保存修復学会・文化財写真技術研究会

④　公益法人定例講座等

全国公益法人協会等が主催する会計事務等に関する研修会への参加

⑤　部内研修

職員を対象とした役員・管理職員による講和、職員の研修報告会、発掘調査報告会等を開催

組織体制等

① 総括責任者

役職名	氏　　名	団体の役職名	備　　考
所長	長　沼　　孝	理事長	

② 組織図

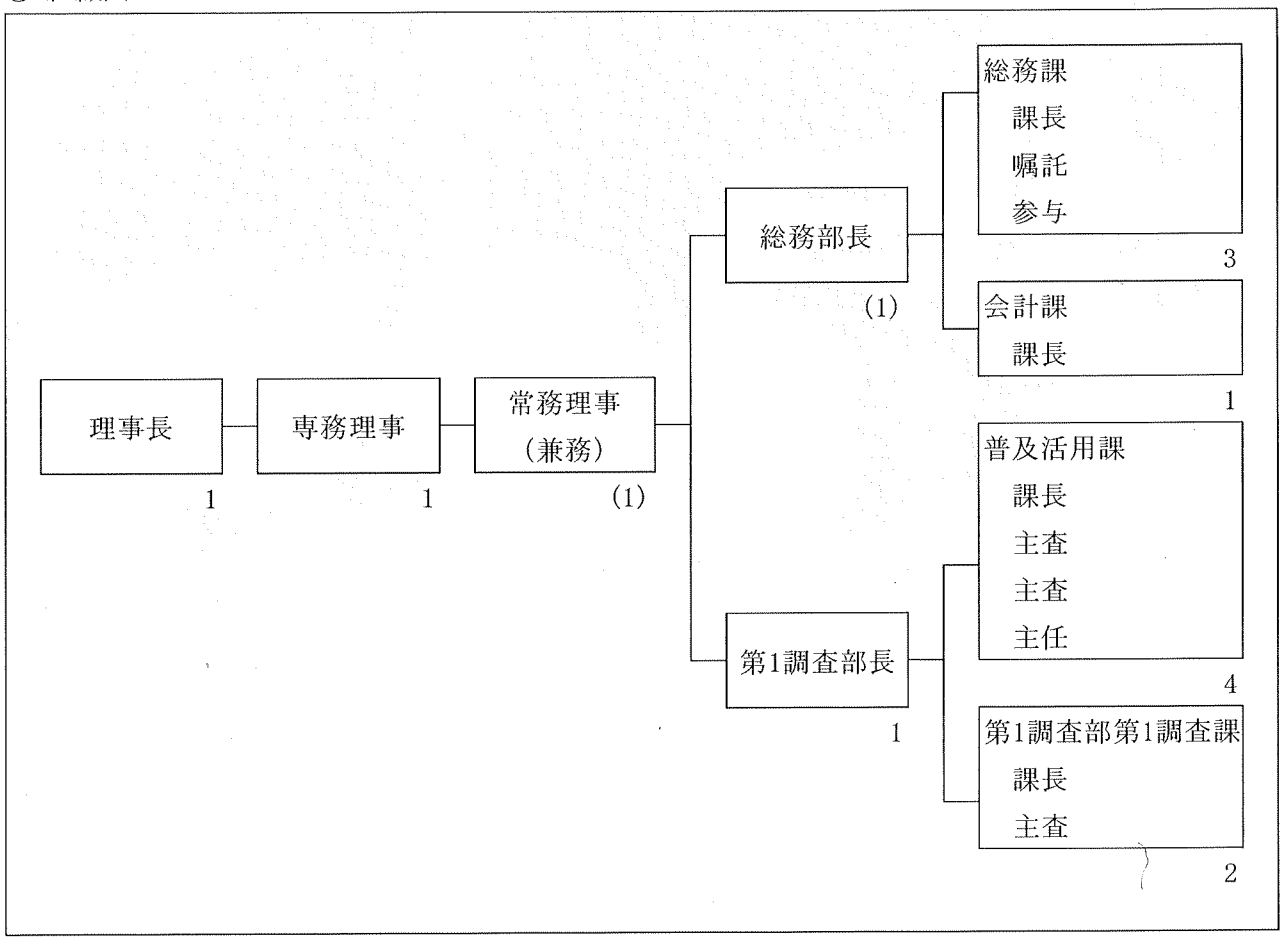

③ 事務分掌

課名等	内　　容
総務課	1　予算に関すること 2　指定管理者に係る協定に関すること 3　業務委託契約に関すること 4　施設の維持管理・取締りに関すること 5　職員の服務、研修に関すること 6　臨時職員の雇用、服務に関すること 7　全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会に関すること
会計課	1　職員給与及び役員報酬の支給に関すること 2　臨時職員の賃金の支給に関すること 3　各種保険に関すること 4　決算及び会計事務に関すること 5　会計帳簿の記録管理及び証拠書類の編集、保管に関すること 6　資金の管理に関すること 7　旅費に関すること
普及活用課	1　全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会に関すること 2　団体入館者、問い合わせの対応に関すること 3　調査研究事業に関すること 4　収蔵保管事業に関すること 5　普及啓発事業に関すること
第１調査部 第１調査課	1　出土文化財の保存科学に関すること 2　自然科学的調査と分析に関すること 3　普及活用に係る写真に関すること

④ 緊急時連絡体制

1　火災発生連絡系統図

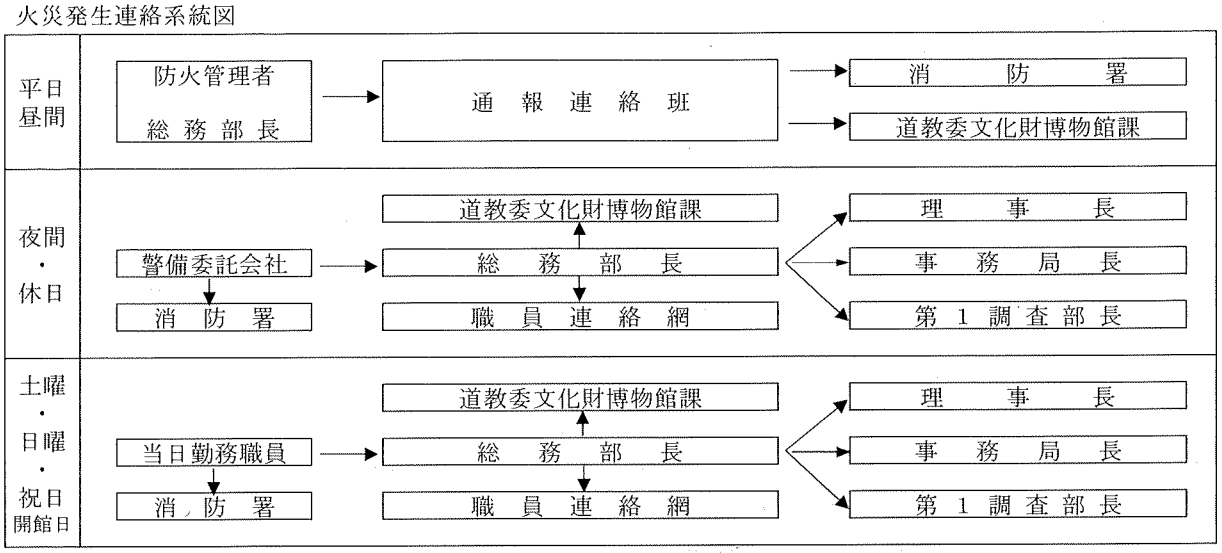

2　警察への連絡系統図

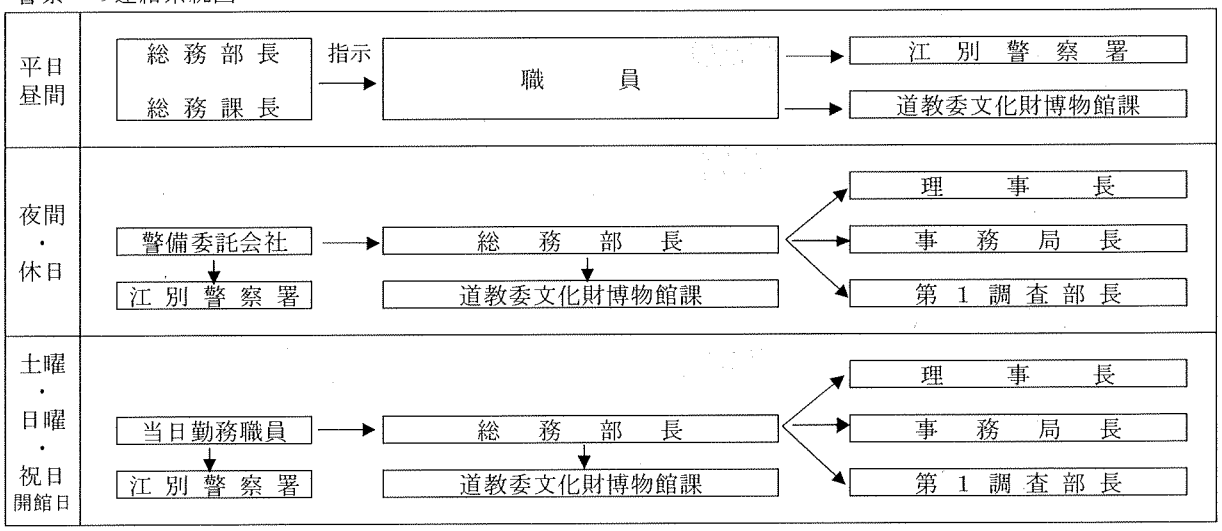

3　病院への連絡系統図

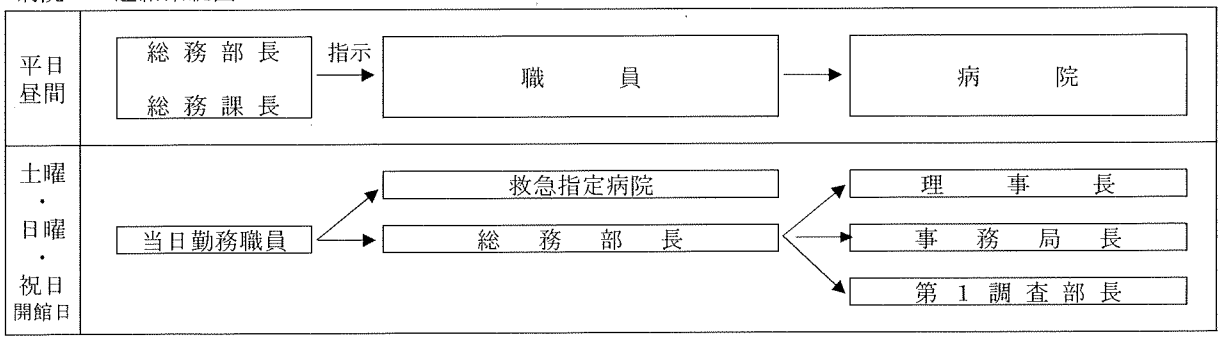

（発見者）

1　第１発見者は、下記の第１連絡者と連絡がとれない場合は、第２連絡者又は第３連絡者に連絡（電話）する。

①　総務部長　　第１連絡者

②　第１調査部長　　第２連絡者

③　第２調査部長　　第３連絡者

2　第１連絡者～第３連絡者は、連絡を受けた場合、理事長、事務局長、総務部長に連絡する。

3　総務部長は関係機関、文化財・博物館課等へ連絡する。

4　各部長から各課長へ連絡する。

5　各課長は、課員に連絡する。

(3)　事業及び業務の実施項目、年間スケジュール

ア　　事業及び業務の実施項目

区　分	事　業　名	開　催　期　日
企画展示	「(公財)北海道埋蔵文化財センター 令和５年度調査成果展」	令和６年　３月２３日（土）～ 令和６年　５月２６日（日）
	「遺跡と関わる世界遺産　百舌鳥・古市古墳群　パネル展」	令和６年　７月　６日（土）～ 令和６年　９月２９日（日）
	「北海道・北東北の縄文遺跡群　３　展」	令和６年１２月　７日（土）～ 令和７年　２月２３日（日）
講演会等	「(公財)北海道埋蔵文化財センター令和５年度調査報告会」	令和６年　４月２０日（土） １３：３０～１５：３０
	春季講演会「画期の考古学１」「コシの国からみた古墳の始まりから古墳の終焉まで」	令和６年　５月２５日（土） １３：３０～１５：３０
	冬季講演会「キーワードで読み解く北海道北東北の縄文遺跡群３」「北海道・北東北の縄文集落」	令和７年　１月２５日（土） １３：３０～１５：３０
考古学講座	「遺跡と関わる世界遺産」「世界遺産　百舌鳥・古市古墳群」	令和６年　７月２７日（土） １３：３０～１５：３０
	「はっけん・体験　古墳人の装い」	令和６年　８月　３日（土） １３：３０～１６：３０
	「画期の考古学２」「関東の古墳」	令和６年　９月２１日（土） １３：３０～１５：３０
	「画期の考古学３」「東北・北海道の古墳」	令和６年１０月２６日（土） １３：３０～１５：３０
	「比べて分かる道内の竪穴群３」「縄文・続縄文時代の集落遺跡と北海道東部の竪穴住居群」	令和７年　３月１５日（土） １３：３０～１５：３０
こども考古学教室	まいぶん遺跡探検隊（第１次）「はっけん・体験　古墳人の装い」	令和６年　８月　４日（日） １３：３０～１６：３０
	まいぶん遺跡探検隊（第２次）	令和６年　８月１０日（土） １３：３０～１５：３０
	親子ガラス玉づくり教室	令和６年１１月　９日（土） １３：３０～１５：３０
	まいぶん遺跡探検隊（第３次）	令和７年　１月１１日（土） １３：３０～１５：３０
	まいぶん遺跡探検隊（第４次）	令和７年　１月１８日（土） １３：３０～１５：３０
出前講座	「考古学教室出前講座」	調整中（７回実施）
研修会	埋蔵文化財担当職員出前研修会	令和６年　９月１２日（木） １３：３０～１７：００
	埋蔵文化財担当職員研修会	令和６年１２月１３日（金） １０：００～１７：００

イ　年間スケジュール

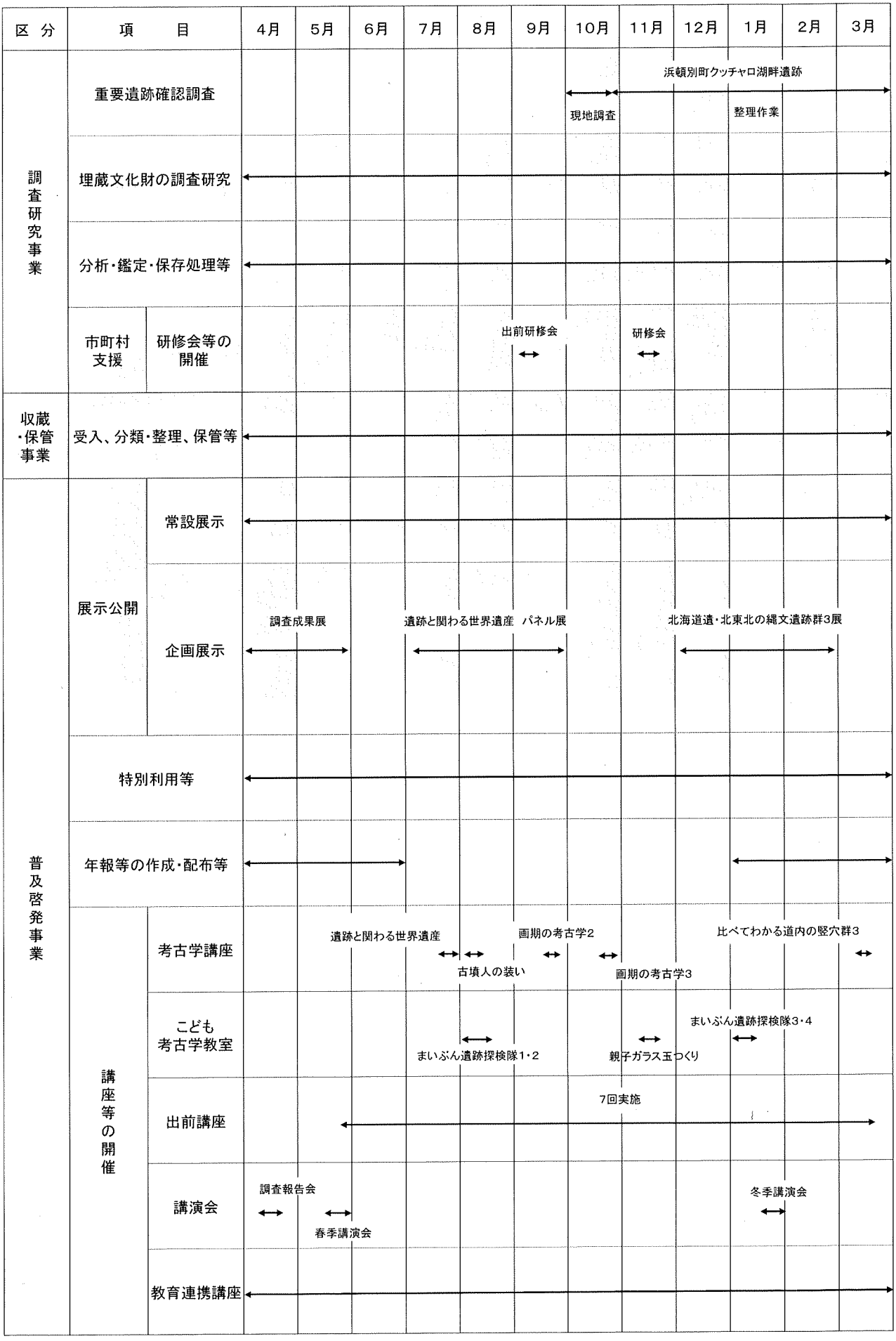
区分
項目
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
調査研究事業
重要遺跡確認調査
浜頓別町クッチャロ湖畔遺跡
現地調査
整理作業
埋蔵文化財の調査研究
分析・鑑定・保存処理等
市町村支援
研修会等の開催
出前研修会
研修会
収蔵・保管事業
受入、分類・整理、保管等
普及啓発事業
展示公開
常設展示
企画展示
調査成果展
遺跡と関わる世界遺産　パネル展
北海道遺・北東北の縄文遺跡群3展
特別利用等
年報等の作成・配布等
講座等の開催
考古学講座
遺跡と関わる世界遺産
画期の考古学2
比べてわかる道内の竪穴群3
古墳人の装い
画期の考古学3
こども考古学教室
まいぶん遺跡探検隊1・2
親子ガラス玉つくり
まいぶん遺跡探検隊3・4
出前講座
7回実施
講演会
調査報告会
春季講演会
冬季講演会
教育連携講座

(4)　管理の目標達成計画

ア　目標

区　　分	項　　目	業績指標
①　調査研究	重要遺跡確認調査	年１遺跡
	市町村教委担当職員研修	年２回
②　利用の促進	公開展示（常設展）	通年１回
	公開展示（企画展）	年２回（うち１回は北の縄文展）
	利用者数	7,400 人
③　普及啓発の推進	講座等の開催	年 19 回 （一般講座５回、体験講座５回、出前講座７回、講演会２回）
④　利用者満足度の向上	利用者満足度の向上	８０％以上
⑤　地域住民との協働推進	地域住民、関係機関との協働及び住民、学校、公立施設等の協働	年１件

イ　目標達成に向けた取組

(ｱ)　調査研究事業

①　重要遺跡確認調査は、興部町興部豊野竪穴郡の発掘調査等を実施する。

②　市町村教育委員会職員を対象に年２回の研修会を実施し、うち１回は出前研修会とする。

(ｲ)　利用の促進

①　所蔵資料等により、通年の常設展と年２回の企画展（うち１回は北の縄文展）及び年２回の自主企画展を開催し、年間利用者 7,400 人の達成を図る。

②　年間行事予定、施設概要、展示案内、講演会等事業のリーフレット、パンフレット、ポスター、チラシ類を作製する。

③　新札幌・江別エリア文化施設連絡協議会「かるちゃる net」及び「文京台教育３施設連携」に参加し、連携して利用促進を図る。特に、野幌森林公園を散策しながらの施設利用を想定し、自然ふれあい交流館・北海道博物館などと積極的に連携を図る。

④　個人や家族などで気軽に楽しく利用できるよう体験コーナーの充実を図り、ホームページ等で積極的に紹介を行う。

⑤　一般向け、児童向け主要蔵書目録をホームページ上に公開し、図書閲覧サービスの情報発信を行う。

⑥　団体見学利用申込書を定め、受付の簡略化を図る。

⑦　体験講座や各種事業の内容をホームページ上に公開するなどして情報の提供を行い、団体見学者の見学イメージづくり、時間配分などの参考とする。

⑧　各種広報紙や報道機関を積極的に活用するとともに、リーフレットやチラシの配布、ポスターの掲示などにより施設や講演会等事業の情報発信を行う。

⑨　外国人来館者への対応として、日本語と英語・中国語・韓国語・ロシア語をそれぞれ併記した施設案内リーフレットを作製する。

(ｶ) 普及啓発の推進

① 一般道民を対象とした講演会を２回、考古学講座を５回、児童生徒学生対象の体験型講座（こども考古学教室）を５回、児童生徒対象とした市町村への出前講座を７回、及び自主事業として「遺跡調査報告会」を１回実施する。

② 博物館等から送付される展示会、講演会等の開催情報（ポスター・リーフレットなど）を速やかに館内掲示するなどして、来館者に情報を提供する。

③ 年報を刊行して市町村教育委員会等へ配布し、講座等の事業や調査・研究成果を紹介する。

(ｴ) 利用者満足度の向上

① 北海道教育委員会が実施する利用者満足度調査において、「総合的な感想」で満足との回答を80%以上得られるよう、より効果のある施設の利用や職員の応対などを図る。

② 指定管理者独自の満足度調査（アンケート）を実施し、利用者の満足度調査のほか、利用者ニーズの把握に努める。

(ｵ) 地域住民等との協働推進

① 幼稚園、小・中学校、高等学校の歴史授業、総合学習、修学旅行、体験学習、親子レクリエーション事業などに対し施設の利用を働きかけ、展示見学、バックヤードツアー、体験学習等を実施する。また、教材として出土文化財の貸し出しを行う。

② 近隣の学校での授業や土曜日の学校開放事業に職員を派遣するなど、埋蔵文化財保護思想の普及啓発を図りながら、施設のＰＲに努める。

③ 近隣諸大学に対して、考古学・博物館学等の講義での施設の利用を積極的に働きかけ、展示見学や体験学習を通じ、埋蔵文化財保護思想の普及啓発を図る。

④ 道立教育研究所の所外研修、各教育局初任者研修などを積極的に受け入れ、研修生に対して教材としての埋蔵文化財資料の活用をＰＲし、授業関連プログラムの開発などに協力する。

⑤ 道立図書館と図書資料の情報交換を活発に行い、利用者の便宜を図る。

⑥ 新札幌・江別エリア文化施設連絡協議会「かるちゃるnet」及び「文京台教育３施設連携」に参加し、情報交換を行い利用者の便宜を図るとともに、協働して広報活動・イベント開催等を行う。

※新札幌・江別エリア文化施設連絡協議会「かるちゃるnet」

北海道博物館、北海道開拓の村、自然ふれあい交流館、北海道立図書館、北海道立文書館、江別市郷土資料館、江別市セラミックアートセンター、札幌市青少年科学館、サンピアザ水族館、北海道立埋蔵文化財センター

文京台教育３施設連携

北海道立図書館、北海道立教育研究所、北海道立埋蔵文化財センター

(5)　利用者ニーズの把握、苦情、意見等への対応

ア　利用者ニーズの把握

(ｱ)　来館者を対象に別紙アンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努める。

(ｲ)　団体見学、体験学習などの申し込みに際して、事前の十分な打ち合せで要望や学習目的を把握し、柔軟に対応できるよう努める。

イ　苦情、意見等への対応

(ｱ)　利用者の苦情に対しては迅速に対応するよう務める。また、直接苦情を申し出にくい場合も想定し、上記アンケートにより苦情、要望、意見等についても受け付け、安心して利用できる施設としてその後の運営に生かしていくよう努める。

(ｲ)　苦情があった場合には、その内容を「苦情処理簿」に記録するとともに、その原因を究明し、運営方法の改善等を検討することで、再発防止に努める。

(ｳ)　苦情処理簿については定期的に北海道教育委員会へ報告するとともに、苦情の内容が指定管理者の権限を超える事項、また、指定管理者として対処することが困難であると判断されたときは、速やかに北海道教育委員会へ報告する。

アンケート　　（来館者用）

年　月　日

本日は、北海道立埋蔵文化財センターにご来館いただきありがとうございます。
皆様のご意見、ご感想をお聞かせください。ご協力お願いします。
差し支えない範囲で結構です。該当する数字に○印等を記入してください。

A～D　お客様について

A　性　別　1．男性　　2．女性

B　満年齢　1．～12　　2．13～15　　3．16～18　　4．19～24
　　5．25～44　6．45～64　　7．65～74　　8．75～

C　職業等　1．小学生　　2．中学生　　3．高校生
　　4．専門学校生・大学生・大学院生
　　5．自営業　　6．会社員・公務員・団体職員　　7．無職
　　8．その他

D　お住まい　1．道内（　　市・町・村）
　　2．道外（　　都・府・県）

E　当施設をどのようにして知りましたか
　1．インターネット　　2．新聞・雑誌　　3．広報誌
　4．テレビ・ラジオ　　5．家族・知人の紹介　　6．学校
　7．パンフレット　　8．道民カレッジ連携講座一覧
　9．その他（　　）

F　施設の利用状況について
　1．月に数回　　2．年に数回　　3．数年に１度　　4．初めて

G　施設の利用の理由・目的について
　1．展示の閲覧　　2．講座・講演会への参加　　3．体験学習
　4．図書閲覧　　5．休憩
　6．その他（　　）

（裏面へ続く）

H　周辺施設の利用について

当センター以外に次にあげるどの施設を利用しますか。

1．自然ふれあい交流館　　2．北海道博物館　　3．北海道開拓の村
4．北海道立図書館　　5．札幌市青少年科学館　　6．サンピアザ水族館
7．江別市情報図書館　　8．セラミックアートセンター
9．江別市郷土資料館　　10．北海道立文書館
11．その他（　　）

I　催し内容、展示品の満足度について

1．満足　　2．やや満足　　3．どちらともいえない
4．やや不満　　5．不満

J　当施設をご利用されてお気づきの点やご意見、ご要望がありましたらお書きください

ご協力ありがとうございました。

アンケート（受講者用）

令和　　年　　月　　日

本日は、北海道立埋蔵文化財センターにご来館いただきありがとうございます。
皆様のご意見、ご感想をお聞かせください。ご協力お願いします。
差し支えない範囲で結構です。該当するものに○印等を記入してください。

A～D　お客様について

A　性　別　1．男性　　2．女性

B　満年齢　1．～12　　2．13～15　　3．16～18　　4．19～24
　　5．25～44　　6．45～64　　7．65～74　　8．75～

C　職業等　1．小学生　　2．中学生　　3．高校生　　4．専門学校生
　　5．大学生・大学院生　　6．自営業
　　7．会社員・公務員・団体職員　　8．無職　　9．その他

D　お住まい　1．道内（　　市・町・村）

　　2．道外（　　都・府・県）

E　施設の利用について
　1．月に数回　　2．年に数回　　3．数年に１度　　4．初めて

F　講座・講演会の利用について
　1．複数回　　2．２回目　　3．初めて

G　この講座・講演会について、どこでお知りになりましたか
　1．インターネット　　2．新聞・雑誌　　3．広報誌
　4．テレビ・ラジオ　　5．家族・知人の紹介　　6．学校
　7．パンフレット　　8．道民カレッジ連携講座一覧
　9．その他　（　　）

（裏面に続く）

H　この講座・講演会の内容について

1．満足　　2．やや満足　　3．どちらともいえない
4．やや不満　　5．不満

その理由は次のどれですか

1．興味がわいた　　2．より専門的に　　3．もっと一般向けに
4．難解だ

I　この講座・講演会の時間について

1．ちょうど良い　　2．短い　　3．長い

J　今後、開催を希望するテーマ、ご意見・ご要望などがあればご記入ください

ご協力ありがとうございました。

2　利用者数の見込等に関すること（月別、事業別利用者数等の見込等）

(1)　月別利用者数見込

月	人数	月	人数	月	人数	月	人数
4	７００	7	１，０００	10	６００	1	３００
5	９５０	8	１，０００	11	４００	2	２５０
6	９００	9	７５０	12	２５０	3	３００
						合計	７，４００

(2)　事業別利用者数見込

区　分	事　業　名	開　催　期　日	利用者見込(人)
常設展示	「掘り出された北の歴史」	令和６年　４月　１日（月）～ 令和７年　３月３１日（日）	7,400
企画展示	「(公財)北海道埋蔵文化財センター 令和５年度調査成果展」	令和６年　３月２３日（土）～ 令和６年　５月２６日（日）	(1,600)
	「遺跡と関わる世界遺産　百舌鳥・古市古墳群　パネル展」	令和６年　７月　６日（土）～ 令和６年　９月２９日（日）	(2,700)
	「北海道・北東北の縄文遺跡群　３　展」	令和６年１２月　７日（土）～ 令和７年　２月２３日（日）	(750)
講演会等	「(公財)北海道埋蔵文化財センター 令和５年度調査報告会」	令和６年　４月２０日（土） １３：３０～１５：３０	(80)
	春季講演会「画期の考古学１」「コシの国からみた古墳の始まりから古墳の終焉まで」	令和６年　５月２５日（土） １３：３０～１５：３０	(80)
	冬季講演会「キーワードで読み解く北海道・北東北の縄文遺跡群３」「北海道・北東北の縄文集落」	令和７年　１月２５日（土） １３：３０～１５：３０	(80)
考古学講座	「遺跡と関わる世界遺産」「世界遺産　百舌鳥・古市古墳群」	令和６年　７月２７日（土） １３：３０～１５：３０	(80)
	「はっけん・体験　古墳人の装い」	令和６年　８月　３日（土） １３：３０～１６：３０	(20)
	「画期の考古学２」「関東の古墳」	令和６年　９月２１日（土） １３：３０～１５：３０	(80)
	「画期の考古学３」「東北・北海道の古墳」	令和６年１０月２６日（土） １３：３０～１５：３０	(80)
	「比べて分かる道内の竪穴群３」「縄文・続縄文時代の集落遺跡と北海道東部の竪穴住居群」	令和７年　３月１５日（土） １３：３０～１５：３０	(80)
こども考古学教室	まいぶん遺跡探検隊（第１次）「はっけん・体験　古墳人の装い」	令和６年　８月　４日（日） １３：３０～１６：３０	(20)
	「まいぶん遺跡探検隊（第２次）」	令和６年　８月１０日（土） １３：３０～１５：３０	(20)
	「親子ガラス玉づくり教室」	令和６年１１月　９日（土） １３：３０～１５：３０	(15)
	「まいぶん遺跡探検隊（第３次）」	令和７年　１月１１日（土） １３：３０～１５：３０	(20)
	「まいぶん遺跡探検隊（第４次）」	令和７年　１月１８日（土） １３：３０～１５：３０	(20)
出前講座	「考古学教室出前講座」	調整中（７回実施）	
研修会	埋蔵文化財担当職員出前研修会	令和６年　９月１２日（木） １３：３０～１７：００	
	埋蔵文化財担当職員研修会	令和６年１２月１３日（金） １０：００～１７：００	

（　）は内数

3　各業務の実施計画に関すること

(1)　利用者提供業務に関する実施計画（開館日・休館日・開館時間等及び具体的な利用提供の実施計画）

ア　開館日・休館日

設置条例第７条ただし書きの祝日開館日及び臨時休館日は次のとおりとする。

区　分	月　　日	理　　由
祝日開館日	４月２９日（月）昭和の日	道民サービス向上のための開館
	５月　３日（金）憲法記念日	〃
	５月　４日（土）みどりの日	〃
	５月　５日（日）こどもの日	〃
	７月１５日（月）海の日	〃
	８月１１日（日）山の日	〃
	９月１６日（月）敬老の日	〃
	９月２２日（日）秋分の日	〃
	１０月１４日（月）スポーツの日	〃
	１１月　３日（日）文化の日	〃
臨時休館日	４月３０日（火）	展示替等による休館
	５月　１日（水）	〃
	８月１３日（火）	〃
	９月１７日（火）	〃
	９月１８日（水）	〃
	１１月　５日（火）	〃
	１月１４日（火）	〃
	３月１８日（火）	〃
	３月１９日（水）	〃
	３月２１日（金）	〃

イ　開館時間

開館時間は、午前９時３０分から午後４時３０分までとする。

ウ　利用提供業務の実施計画

(ｱ)　障害者・高齢者等の取り組みについて

現在、道立埋蔵文化財センターの駐車場から常設展示室までのアプローチには障害者、高齢者等に対応する施設・設備として、車椅子用専用駐車場（２台分）、正面玄関自動ドア、触知案内サイン（音声サイン付）、誘導用点字ブロック、オストメイト対応トイレ（汚物流し対応トイレ）、エレベーター、非常時誘導音付き点滅型誘導灯、車イスが設置されている。これらを有効に活用し、障害者、高齢者等が利用しやすい施設管理を行う。

(ｲ)　職員配置について

常設展示室、ホールに職員を配置し利用者への案内や、貴重な埋蔵文化財の監視業務に従事する他、介助を必要とする障害者や高齢者等の補助等を行う。

(ｳ)　施設紹介について

道立埋蔵文化財センターは、子どもから高齢者まで誰でもが利用できる施設である。そのため、ホームページを活用し、車椅子用専用駐車場、正面玄関自動ドア、触知案内サイン、誘導用点字ブロック、オストメイト対応トイレ、エレベーター、非常時誘導音付き点滅型誘導灯、車イスが設置されていることを紹介する。

また、外国人利用者向けの施設概要リーフレットを作製し情報提供を行う。

(ｴ)　開館日について

休日の利用者が多いことから、道民サービス向上のため平日開館日を振り替えて年間 10 日の祝日を開館日とし、より幅広い利用者の確保を図る。

(ｵ)　研修室、図書閲覧コーナー、体験コーナー利用について

道立埋蔵文化財センターの設置目的に沿い利用する地域住民、学校、社会教育団体等に研

修室、図書閲覧コーナー、体験コーナーの利用について周知し有効利用を図る。

(2) 利用促進業務に関する実施計画（利用促進のための事業の実施計画及び利用者数の見込）

ア 通年開催する常設展示では、所蔵資料などを利用してコーナー別に解説し、利用者にわかりやすい展示をめざし、年間7,400人の利用を図る。

(ｱ) 遺跡調査と保護活用

発掘調査から報告書の作成にかかる記録保存調査について展示する。現代の私たちの生活のために遺跡を破壊してしまう場合には、詳細な調査を行い後世にその内容を伝える必要性があることを説明する。

(ｲ) 石の道具

旧石器時代と縄文時代にコーナーを分け、石器を紹介。旧石器時代は黒曜石産地の白滝遺跡群、頁岩産地の新道４遺跡、両産地の中間に位置する柏台１遺跡の資料を用い、北海道最古段階から終末期の石器群までを通時的に展示。また白滝遺跡群の迫力ある大型接合資料を展示し、石器製作技術、石材消費戦略といった旧石器人の行動に迫る。

縄文石器は新たに登場した主要器種の石鏃・つまみ付きナイフ・石斧・すり石・石皿などを展示し、機種の増加は気候の温暖化による植生変化とそれに適応した生業の変化が背景にあることを紹介する。

(ｳ) 木の道具

国の重要文化財である擦文文化期～アイヌ文化期の美々８遺跡出土資料を中心に、縄文時代ではキウス４遺跡、擦文文化期～アイヌ文化期ではユカンボシＣ１５遺跡の資料を併せて展示。通常の遺跡では失われてしまうが、低湿地という特殊な環境で保存された木製の生活用具を通して、当時の生活の一端を示す。また、資料保護のための展示替えを定期的に行うことで、同時に複数回の来館者が新たな資料を見学できる機会とする。

(ｴ) 金属の道具・骨角の道具

美々８遺跡、キウス５遺跡などから出土した金属の道具を展示し、金属製品から見た古代・中世北海道社会の変容の様子を紹介。特に金属製品は道外から搬入されたものであることを示し、本州との広範な交流・交易の様子を解説する。

(ｵ) 土の道具

縄文時代早～晩期、続縄文・オホーツク文化・擦文文化期までの土器を通時的に展示し、文様や器形の変遷を一度に観察できる展示を行う。また広大な北海道各地域の資料を広く集め、地域社会の発生を土器からの視点で解説。擦文文化期では本州からの移入品である須恵器も展示し、広域な交流・交易の様子も紹介する。

(ｶ) 装いとこころ

非実用品であり「第二の道具」とも呼ばれる装身具や土偶、足形付き土版、特殊な石製品などを展示。特に国指定重要文化財であるママチ遺跡出土の土面については、縄文時代最後の土面として詳しく解説する。装身具では主に墓に副葬されたヒスイやコハクなどの玉類、玦状耳飾、貝玉などを豊富に展示し、アクセサリーとしての魅力も楽しめる展示とする。祭祀や威信財、通過儀礼にも使用されたと考えられるこれら資料のから、先史古代人の精神性に迫る。

(ｷ) 動物とひと

動物意匠の土器、動物形土製品、動物形石製品を展示し、狩猟採集社会における人と動物との関係に迫る。動物は食糧として、また同時に狩猟具・衣服などの生活用具や装身具などの材料としても重要な資源であり、人間が動物たちに感謝や畏敬の念を抱きつつ、さらなる自然界の恵みを求め、動物意匠を生み出したことを紹介する。

(ｸ) キウスの縄文ムラ

縄文時代後期のキウスムラの様子を再現し、出土資料とジオラマで紹介。当センターが調

査に携わった知見を活かし、キウス４遺跡の膨大な調査資料から得られた成果を基盤とする。キウス４遺跡は世界遺産登録をめざす「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産キウス周堤墓群に隣接しており、同時代の遺跡としてその調査成果が重要であることを示す。

イ　年３回の企画展を開催する。

(ｱ)　企画展

①　「遺跡と関わる世界遺産　百舌鳥・古市古墳群　パネル展」

遺跡と関わる世界遺産を紹介する展示。第１回目は、大阪府の堺市、藤井寺市、羽曳野市の３市にまたがる世界遺産である百舌鳥・古市古墳群の特徴、地域、時期における特色について紹介する。

②　「北海道・北東北の縄文遺跡群　３　展」

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の普及啓発を行うため、構成資産の遺跡の特徴、地域、時期における特色について紹介する。

③　(公財)北海道埋蔵文化財センター令和５年度調査成果展

(公財)北海道埋蔵文化財センターが令和５年度に行った発掘調査・整理作業の成果を紹介する。

(3)　維持管理業務に関する実施計画（施設、設備及び備品等の修繕、補修等の実施計画）

ア　施設の劣化、破損、変形等について日常的に点検し、迅速に修理・修繕等を行い、機能上、安全上、美観上良好な状態に保つ。

イ　設備等の法定点検においては、法令等の定めによる必要な点検を実施する。

ウ　管理・供与物品を善良なる管理者の注意を持って管理し、新たに取得または廃棄が生じる場合は、教育委員会へ報告する。

(4)　保守点検業務に関する実施計画（定期及び随時の点検・整備等の実施計画）

ア　北海道立埋蔵文化財センターは道民の貴重な財産であり、指定管理者として北海道立埋蔵文化財センター利用規則の定めを遵守し、善良な管理者として施設の内外について利用者が常に最良の状態で利用できるようそれぞれの業務に精通した事業者に維持管理業務を委託する。

イ　施設の衛生的環境の確保や空気調和・給排水衛生設備の点検、消防用設備等に係わる点検業務、自家用工作物の保安管理などの維持管理は、関係法令等に基づき実施し、職員及び施設利用者の安全と快適な環境の確保に努めるよう次の施設等の保守・点検を行う。

(ｱ)　建築物の内外壁、柱、建具、床、階段等の各部位及び各室

(ｲ)　電気、空気調和・給排水設備機器、自動扉、地下タンク、昇降機、視聴覚放送設備及び防災設備

(ｳ)　屋内外の物品、工作物、駐車場等

(ｴ)　芝生及び樹木等

(5)　清掃・警備業務に関する実施計画（日常及び定期的に実施する大規模な清掃、警備等の実施計画）

ア　清掃

施設利用者が安全かつ快適に利用できるようゴミの収集・搬出を適宜行い、利用者が頻繁に使用する展示室、閲覧コーナー、トイレなどは日常的に清掃を行う。

また、床の洗浄・ワックス塗布、ガラス清掃等の大規模な清掃及び特別収蔵庫等の出入りの少ない箇所については、月１回若しくは年１回又は２回の定期清掃とするなど、効率よく組み合わせた作業を行うこととし、施設内の美観と衛生を保つ。

イ　警備

施設の利用状況を常に把握し、事故・災害・犯罪等を未然に防止し、利用者の安全を確保するとともに財産の保全を図るための警備を行い、その内容はおおよそ次のとおり。

(ｱ)　閉館時間から開館時間までの警備とし、警備の方法は、常駐及び機械警備の併用警備を行う。

(ｲ)　施設内外の巡視警備を毎日、定期に行う。

(ｱ)　緊急事態に際しては、直ちに内容を把握し、関係機関へ通報し、適切な応急処置を行うとともに通報後は教育委員会へ報告する。

4　業務仕様書

◆ 維持管理業務

項　　目	内　　容	説　　明
1 施設保守等	対象範囲：① 建築物の内外壁、柱、建具、床、階段等の各部位及び各室 ② 電気・機械及び防災設備 ③ 屋内外の物品、工作物、駐車場等 ④ 芝生及び樹木等	
① 法定点検等	・ 設備等法定点検及び必要と認められる点検	・ 法令等の定め及び必要な点検を実施し、必要な対応を行う。
	項　　目	回　　数　　等
	① 空気調和・給排水衛生設備運転保守	・ 毎日
	② 自動制御保守	・ 総合点検年1回、巡回点検3回、機器点検年1回
	③ 空調機保守点検	・ 通常点検年1回、集中点検年2回
	④ 自家用電気工作物保安管理	・ 月次点検月1回、年次点検年1回
	⑤ 昇降機保守点検	・ 月1回
	⑥ 消防用設備等点検	・ 機器点検6ヶ月1回、総合点検年1回
	⑦ 環境衛生管理業務	・ 水質検査、有害駆除、煤煙測定、排水・汚水槽清掃年2回、水質精密検査、貯水槽清掃、貯湯槽清掃、簡易専用水質検査年1回、空気環境測定2ヶ月1回
	⑧ 視聴覚放送設備保守点検	・ 年1回
	⑨ 自動扉保守管理	・ 3ヶ月1回
	⑩ 電子顕微鏡等保守点検	・ 年1回
	⑪ 建築物、昇降機等建築設備等点検	・ 年1回
	⑫ 地下タンク等点検	・ 3ヶ年1回
② 物品等の管理	・ 業務を処理するために要する物品管理・供与物品の管理 ・ 管理・供与物品の取得・廃棄等の異動が生じる場合は、教育委員会へ報告	・ 善良な管理者の注意をもって管理する。
③ 修繕等	・ 施設・設備及び備品の点検及び修繕等	・ 施設等の劣化、破損、変形等について、日常的に点検し、迅速に修理・修繕等を行い、機能上、安全上、美観上良好な状態に保つ。
④ 施設管理の記録・保存	・ 施設管理状況及び修繕状況の記録	・ 施設の管理状況等を正確に記録し、保管する。
⑤ 植栽管理	・ 芝生6，280㎡、樹木345本	
芝生管理	・ 除草、施肥、灌水等	・ 植物の種類、形状、育成状況に応じて、剪定、病虫害防除、灌水、除草等を行い、良好な育成状況を保つ。 ・ 施肥、エアレーション、目土掛け　年1回 ・ 刈り込み、集草　月1回(5月～9月)6，280㎡ ・ 灌水　必要に応じて適宜(6月～8月) ・ 人力除草　年1回 ・ 薬剤の使用は、必要最小限とし、使用する場合は、環境及び安全に配慮して素材を選定する。
樹木管理	・ 剪定、施肥、薬剤散布、灌水、冬囲い等	・ 強風、低温及び雪害から保護するため、冬囲い等を行う。 ・ 剪定、施肥　生育状況に応じて適宜 ・ 灌水　状況に応じて適宜 ・ 冬囲い、冬囲い除去　年1回 ・ 上木の折れ枝、枯れ枝、徒長枝処理、混み枝の枝抜き　年1回以上 ・ 落葉、落枝処理　年3回以上
2 衛生管理	① 敷地内の駐車場等及び建築物内のゴミ処理、清掃 ② 建築物内外等の環境衛生管理	
	・ ゴミの収集・搬出 ・ 日常・定期清掃の実施 ・ 空気環境測定 ・ 水質検査 ・ 有害駆除 ・ 貯水層清掃 ・ 汚水槽清掃等	・ 施設利用者が安全かつ快適に利用できるようゴミの収集・搬出を適宜行う。 ・ 室内のゴミの収集　毎日 ・ ゴミの搬出　週2回 ・ 清掃は、日常・定期清掃を適宜に組み合わせた作業計画を策定・実施し、施設内の美観と衛生を保つ。

項　　目	内　　容	説　　明
		・日常清掃　1日2回　902.10㎡ 1日1回　1,022.20㎡ 週1回　183.30㎡ ・定期清掃　月1回　59.62㎡ 年2回　253.14㎡ 年1回　その他全面（電気室等除く） ・ガラス清掃　1日1回　273.19㎡ 年1回　205.77㎡ ・館外清掃　1日2回　敷地内全て（建物部分を除く） 除雪　（建物周辺等） ・法令等の定めに応じて必要な衛生管理を行う。 ・空気環境測定 ・水質検査 ・ねずみ、昆虫防除 ・貯水槽清掃 ・汚水槽清掃 ・掃除用具、洗剤、トイレットペーパー等の必要な器具及び消耗品類を配備する。
3 警備等	建築物内外	
① 巡視・点検等	・職員による巡視、建物等の適切な点検	・施設の利用状況を常に把握し、事故・災害等を未然に防止し、財産の保全を図る。
② 警備業務	・閉館時から開館時までの時間帯の警備 ・機械警備装置は、管理開始までに設置	・毎日、定期に巡視・点検を行い、記録管理する。 ・常駐警備　平日　1日4回巡回 17時30分～翌日8時45分 土・日・休日・年末年始 1日6回巡回　終日 ・機械警備　2階事務室に送信機等設置、館内に熱線センサー等　25箇所設置
③ 記録管理	・施設施(解)錠 ・巡視及び警備の実施状況の記録管理 ・国旗、道旗の掲揚	・緊急事態に際しては、直ちに内容把握と関係機関へ通報後、すみやかに現場へ急行し、適切な応急措置を行う。 ・通報の際は、併せて教育委員会担当者に報告する。 ・国旗・道旗を掲揚する。
4 除排雪	・建物周辺、駐車場や避難通路等の除排雪	・利用者の来館に支障のないよう、降雪時に除雪する。 ・10㎝以上の積雪時に実施 ・排雪については、避難通路等の状況を勘案して、実施する。
5 その他	・その他施設利用者の安全確保に必要な業務 ・環境に配慮した施設の維持管理	・施設の利用者の状況に応じて、適宜、安全指導を行う。 ・利用者のいない室の照明を消灯するなど、環境に配慮した施設管理に努める。

◆運営業務

1 施設利用		・利用者窓口(展示室、ホール)に必要人員を配置し、適切かつ丁寧に対応する。 ・展示室 1名　ホール 1名 ・苦情処理記録簿を備え付けるとともに、苦情に対しては迅速かつ適切に対応し、速やかに教育委員会に報告する。 ・判断が困難な場合は、速やかに教育委員会に連絡し、その指示を受ける。
① 窓口業務		
利用者への接遇	・案内、各種受付、資料閲覧、貸出しの承認、指導等適切かつ丁寧な対応	
苦情対応	・利用者からの苦情等の応答、対応 ・苦情処理経過の記録等を教育委員会へ報告	

項　　目	内　　容	説　　明
2 利用促進業務		・地域住民や関係機関と協働し、効率的かつ効果的な利用促進策を、継続した取組として実施し、管理の目標に定める利用に関する目標を達成する。 ・各種媒体を活用した広報活動を行う。 ・教育ほっかいどう、広報えべつ、道民カレッジガイドブックへの掲載、財団広報誌「テエタ」の発行など ・公開展示及び講座等の開催前にチラシ配付等によるPRを行うことなど、利用促進に努める。 ・施設概要（四カ国語併記）、行事予定表、企画展示案内、チラシ、ポスター等を随時発行 ・ホームページを随時更新し、各種事業等の情報を提供 ・教育委員会の指示により実施する利用者満足度調査の結果報告の際には、調査用紙も併せて提出する。 ・指定管理者として施設利用者に対するアンケートによる独自の満足度調査のほか、各種事業への参加者に対するアンケート調査を実施するなど利用者ニーズの把握に努める。 調査項目は、効果的な施設の管理運営等に役立てることができるよう、施設設置の目的や態様、指定管理業務の内容、要求水準（管理の目標）を反映したものとする。
① 広報等		
広報活動	・各種広報誌等の利用やチラシ配布などによる施設の紹介や講座等の事業の情報発信	
パンフレット等	・施設の概要、展示公開、講座等の行事予定等を掲載した媒体を、随時発行	
インターネット	・指定管理者の開設するホームページで、各種事業等の情報提供	
② 地域住民等との協働推進	・地域住民や関係機関との協働の推進 ・住民、学校、公立施設等との協働	
③ 利用者満足度調査	・教育委員会の指示による利用者の満足度調査の実施 ・指定管理者独自による満足度調査の実施	
3 事故対応等		
① 安全対策	・消費者安全法に基づき、利用者の事故防止に努めるとともに、事故発生時には適切な措置を講ずる。	
② 危機管理	・施設管理等を徹底し、危機管理について取組に努める。 ・不測の事態が起こった際には、危機対応マニュアル等によって対応し、被害を最小限にとどめるよう努める。	
③ 連絡体制	・事前に関係機関も含めた適正な緊急時連絡体制（別紙3連絡網）を確立し、北海道教育委員会に報告する。	
④ 事故処理	・施設内での事故発生（事故、盗難、急病人やけが人）時には、直ちに被災者への必要な措置を施すとともに、管轄の警察署等関係機関へ連絡・通報するなどの適切な事故処理を行うとともに、併せて速やかに教育委員会に報告するものとする。 ・事故が発生した場合は、事故後の安全対策を適切に行う。	
⑤ 保険加入	・協定に定める施設賠償責任保険に加入する。	
4 災害時対応		
① 施設の利用禁止	・災害、荒天、事故等により施設の利用が不可能と認められる場合、又は、施設の管理上やむを得ない場合で緊急を要する場合において、あらかじめ教育委員会の了解を得ることが困難である場合は、開館時間の変更、施設の利用禁止、立入禁止区域の設定、その他必要な措置を講ずる。	
② 利用者の安全確保	・台風、地震等の災害時には、利用者の誘導等安全確保を万全に行う。 ・消防・災害避難訓練を実施する。　年1回	
③ 応急措置	・台風・地震等の災害による復旧のうち、風倒木の除去、枝葉の除去、支柱の手直し等の軽微なものについては、応急措置を行う。 ・なお、倒木の復旧、撤去等については、教育委員会と協議の上、その復旧にあたる。	
④ 教育委員会に対する報告	・上記の場合、いずれも速やかに教育委員会に報告する。	
5 報告等		
① 事業報告書	・北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の施行に関する教育委員会規則第9条に基づき、業務実施状況等について、毎年度事業終了後30日以内に教育委員会に報告する。	
② 四半期業務報告書	・業務実施状況等について各年度の四半期終了後10日以内に教育委員会に報告する。	
③ 利用状況の報告	・毎月の利用者数、特別利用等の状況について翌月10日までに教育委員会へ報告する。	
④ 教育財産使用の進達及び教育委員会との連絡等	・施設の教育財産使用については、教育委員会の許可等を必要とするものもあるので、申請があった場合は、教育委員会と密接な連絡を図るとともに、申請書類を教育委員会へ進達する。	
⑤ その他	・その他教育委員会が必要と認めるときは、報告等を行う。	
6 指定管理者の名称の表示		
① 施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と管理者である教育員会の連絡先を施設内に表示するとともに、パンフレット等にも明示する。		
7 その他		
① 全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会へ加入し、埋蔵文化財に関する情報収集に努める。		
② 1～6までに定める業務のほか、本施設の業務を円滑に推進するために必要な業務を行う。		

◆調査研究事業

項　目	内　容	説　明
1 重要遺跡確認調査 道内に所在する埋蔵文化財包蔵地のうち、特に重要な遺跡について、その範囲や性格等を把握し、保存・活用のための資料を得るための調査及び遺跡の保存法や調査方法の研究		・調査能力のある人員を配置し、遺跡の範囲、性格等を的確に調査する。 ・現地の状況により、測量及び発掘が遂行しがたい場合又は判断が困難な場合は、速やかに教育委員会に連絡し、指示を受ける。 ・報告書は、教育委員会の指示に基づき作成し、史跡指定に必要な項目を網羅する。 ・報告書の配付については、教育委員会と事前協議する。 ・報告書は、調査業務終了後又は年度終了後、30日以内に提出する。
① 調査遺跡	・教育委員会の指示する遺跡 ・4年間調査することとし、年1遺跡の調査	
② 業務内容		
地元との調整	・発掘調査箇所の土地所有者との調整 ・円滑な調査の実施のための市町村教育委員会との協議	
発掘調査等	・遺跡の範囲、性格、内容を把握するための発掘調査や測量調査など必要な調査 ・地形図・分布図等の作成	
報告書作成	・各年度毎に報告書を必要部数作成し、市町村教育委員会・研究機関及び博物館等の関係機関へ配付	
2 埋蔵文化財に関する調査研究 埋蔵文化財に関する総合的な研究及び情報提供		・各年度ごとに、研究成果の資料等を年報に掲載し、道内の埋蔵文化財保護行政に資する。 ・市町村教育委員会へは、必要に応じ、随時情報を提供する。 ・全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会の会議等や独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所主催の研修会等へ参加し、専門的、技術的な情報等を収集する。
① 埋蔵文化財調査に対応する効果的・効率的な調査方法や遺跡の保存方法に関する研究及び資料の収集 ② 保管出土品を活用した研究を行い、その内容を年報に掲載 ③ 全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会等の専門的、技術的な情報等を収集		
3 分析・鑑定・保存処理等 出土品の保存・活用に供するため、収蔵保管している出土品の材質分析・鑑定等を行い、脆弱あるいは破損している出土品等の保存処理の実施		・出土品を保存・活用するため、分析、鑑定等を行うとともに、必要に応じて、保存処理、整理を行う。 ・各年度毎に実績を年報に掲載し、その研究成果を発表する。
① 専門的知識を有する調査員により、出土品の分析、鑑定等特性に応じた保存処理及び整理		
4 市町村支援 埋蔵文化財の総合的機能を有する道立センターとして、市町村の埋蔵文化財保護行政への支援		・教育委員会の指示のもと、埋蔵文化財に関する市町村教育委員会の埋蔵文化財保護行政への支援を行う。 ① 収集資料等の提供 ② 遺跡の保存、調査方法及び保存処理技術等に関する情報提供 ③ 市町村教育委員会の依頼に基づく現地指導 ④ 市町村教育委員会担当職員の資質向上のための担当職員を対象とした研修会及び出前研修等を年2回実施
① 埋蔵文化財に関する情報提供 ② 市町村教育委員会担当職員に対する研修等による指導		

◆収蔵・保管事業

1 受入、分類、整理、保管等 埋蔵文化財センター資料の管理	・出土品等は、その特性に応じ、一般収蔵庫、特別収蔵庫に受入保管し、いつでも活用できるように分類・整理し、管理を行う。また、重要文化財については、あらかじめ教育委員会と協議する。 ・出土品は、台帳を作成するとともに、道の要綱等に則して管理する。また、台帳の写しを毎年度終了後、30日以内に教育委員会へ提出する。
① 出土品及び記録類は、特性に応じた収蔵庫等に分類整理し収蔵 なお、重要文化財については、あらかじめ教育委員会と協議	
② 出土品は、台帳を作成し、道の要綱等に則して管理	

◆普及啓発事業

項　　目	内　　容	説　　明
1 収蔵資料等による公開展示 埋蔵文化財保護や発掘調査に対する道民の理解を深めるための展示公開		・収蔵資料である道内遺跡の発掘調査、整理作業及び収蔵・保管等の一連の工程を理解することのできる出土品の公開展示を行い、道民の埋蔵文化財保護に対する認識を深めるための公開展示とする。 ・利用者がいない時間帯には照明を消灯するなど環境を配慮した公開展示とする。 ・常設する公開展示は、年1回以上の模様替えを実施するほか、小規模な模様替えを年数回適宜実施する。 ・企画展示は、ホール・ロビー等を使用するなど、施設の効果的・効率的な活用に努め、出土品等の公開展示を年3回開催する。 ・企画展示のうち、1回を「北の縄文展」として実施する。
① 公開展示	・収蔵保管している出土品等を利用した発掘調査等に対する理解を深める内容の公開展示 ・遺跡調査等に伴い出土した埋蔵文化財に関する一般に関心の高い種々のテーマを設定した公開展示 ・公開展示の実施にあたっては、あらかじめ教育委員会へ計画書を提出	
2 資料の特別利用等 埋蔵文化財センター資料の公開		・埋蔵文化財に関する資料等を収集し、利用者の利用に供する。 ・設置条例及び規則の規定により、適正に行う。 ・利用者に対して、不当な差別的取扱いをしない。 ・模写品等の刊行等は、承認申請書を受付し、教育委員会と速やかに協議するとともに、教育委員会の承認があった場合は、承認書の交付等を行う。
① 特別利用	・設置条例第8条の規定による特別利用の承認 ・設置条例第9条の規定により、特別利用の方法について指示し、従わない場合は、承認の取消	
② 模写品等の刊行等の承認	・設置条例第10条の規定による模写品等の刊行等の承認については、あらかじめ教育委員会と協議の上、承認	
③ 資料の貸出し	・設置条例第11条の規定による施行規則に定める者への資料の貸出 ・貸出期間は30日とするが、延長することができ、必要があるときは返還の指示 ・資料が破損した場合は、原状回復又はその損害を賠償請求 ・貸出、返却の都度、点検	
3 年報等の作成・配付等 年報を刊行し、研究成果等を公表		・埋蔵文化財に関する研究成果や事業等の 紹介を行うこととし、内容及び配付先について は、教育委員会と事前協議する。 ・年1回発行する。 ・毎年度終了後30日以内に提出する。
① 年報	・講座等の事業の紹介や調査及び研究の成果等を公表するとともに、年報を必要部数作成し、市町村教育委員会等へ配付	
4 講座等の開催 文化財の保存・活用に関する講座		・道民の埋蔵文化財に対する理解を深めるための講座等を開催する。 ① 一般道民対象の講座（考古学教室）を年間5回開催 ② 児童生徒学生対象の体験型講座（こども考古学教室）を年間5回開催 ③ 児童生徒対象の出前講座（市町村出前講座）を年間7回開催 ④ 一般道民対象の講演会を年間2回開催 ⑤ 上記①～③の事業のうち、博物館等との連携事業を1回開催
① 講座等	・講座（出前講座を含む）及び講演会の開催	
② 道立文化施設や道内市町村博物館等との連携の強化	・北海道博物館等道立文化施設及び市町村立博物館と連携し、講座等の共同開催や出土品の交換展示を行うなどの企画事業の開催	
③ 教育連携講座	・学校や社会教育等の団体を対象とした体験型の教育連携講座の開催	・幼稚園、小中学校、高等学校、大学及び社会教育団体等を対象とした体験型の教育連携講座等を積極的に実施する。年間10回
5 協賛事業 教育関連事業への協賛		・教育委員会が主催、共催及び後援する教育関連事業で依頼があったものについては、協賛する。 ・その他道の機関などから依頼があった場合 は、教育委員会と協議の上協賛する。
① 協賛事業への取組	・北海道教育の日、北海道文化財保護強調月間及び道民カレッジ等教育関連事業への協賛	

(6)　普及啓発事業等実施計画

ア　企画展示

①・事 業 名：「(公財)北海道埋蔵文化財センター令和５年度調査成果展」
・開催期間：令和６年３月２３日（土）～令和６年５月２６日（日）
・展示内容：(公財)北海道埋蔵文化財センターが令和５年度に行った調査成果を紹介する。

②・事 業 名：「遺跡と関わる世界遺産　百舌鳥・古市古墳群　パネル展」
・開催期間：令和６年７月６日（土）～令和６年９月２９日（日）
・展示内容：遺跡と関わる世界遺産を紹介する展示。第１回目は、大阪府の堺市、藤井寺市、羽曳野市の３市にまたがる世界遺産である百舌鳥・古市古墳群の特徴、地域、時期における特色について紹介する。

③・事 業 名：「北海道・北東北の縄文遺跡群　３　展」
・開催期間：令和６年１２月７日（土）～令和７年２月２３日（日）
・展示内容：「北海道・北東北の縄文遺跡群」の普及啓発を行うため、構成資産の遺跡の特徴、地域、時期における特色について紹介する。

イ　講演会等（道民カレッジ連携）

①・事 業 名：（公財）北海道埋蔵文化財センター令和５年度調査報告会
・開催日時：令和６年４月２０日（土）１３:３０～１５:３０
・内　　容：(公財)北海道埋蔵文化財センターが令和５年度に行った調査成果と整理した内容のうち一部を調査担当職員がスライドなどで紹介する。
・定　　員：８０名

②・事 業 名：春季講演会「画期の考古学１」
「コシの国からみた古墳の始まりから古墳の終焉まで」
・開催日時：令和６年５月２５日（土）　１３：３０～１５：３０
・講　　師：公益財団法人石川県埋蔵文化財センター参事　伊藤　雅文　氏
・内　　容：長年、北陸地域の古墳研究を続けてきた講師から、「コシ」の国の弥生時代末期から古墳の終焉までの変遷を通して、地域における古墳時代の変遷と北陸地方の特色について、近年の研究成果を踏まえて、解説してもらう。
・定　　員：８０名

③・事 業 名：冬季講演会「キーワードで読み解く北海道・北東北の縄文遺跡群３」
「北海道・北東北の古墳」
・開催日時：令和７年１月２５日（土）　１３：３０～１５：３０
・講　　師：御所野縄文博物館長　髙田　和徳　氏
・内　　容：「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産、岩手県一戸町御所野遺跡を長年調査し、竪穴住居における「土屋根」の構造を解明し、史跡整備にも活かしている。さらに、周辺に縄文里山の復元をめざし、２０年以上、地元に根差して活動している。講師のこれまでの成果をお話いただく。
・定　　員：８０名

ウ　考古学講座（道民カレッジ連携）

①・事 業 名：「遺跡と関わる世界遺産」「世界遺産　百舌鳥・古市古墳群」
・開催日時：令和６年７月２７日（土）　１３：３０～１５：３０
・講　　師：藤井寺市教育委員会　福田　英人　氏
・内　　容：「北海道・北東北の縄文遺跡群」とともに、遺跡が関わる日本の世界遺産として有名な「百舌鳥・古市古墳群」。早くから世界遺産候補となりながら、世界文化遺産に登録されたのは、文化庁に提案をした平成１９（２００７）年から１２年経った令和元（２０１９）年だった。長年、大阪府世界遺産登録担当者として活動を行った講師から、登録までの奇跡、百舌鳥・古市古墳群の価値を語っていただく。
・定　　員：８０名

②・事 業 名：「はっけん・体験　古墳人の装い」
・開催日時：令和６年８月３日（土）　１３：３０～１６：３０
・講　　師：藤井寺市教育委員会　山田　幸弘　氏
・内　　容：古墳時代の甲冑を含めた古墳時代の装いについて、世界遺産　百舌鳥・古市古墳群の担当者が大人向けに解説をし、参加者が精巧な復元品を装着してみる体験講座。
・定　　員：８０名

③・事 業 名：「画期の考古学２」「関東の古墳」
・開催日時：令和６年９月２１日（土）　１３：３０～１５：３０
・講　　師：群馬県立歴史博物館学芸係長　深沢　敦仁　氏
・内　　容：関東の古墳時代において、群馬県は、榛名山や浅間山の噴火に見舞われ、当該期の集落が火山灰下に埋没しているものが多く調査されている。他の地域では、古墳とその古墳を営んだ人たちの集落との関係があまりはっきりしないなか、貴重な調査成果となっている。群馬県下で長年古墳調査と研究を行ってきた講師により、これまでの調査と研究からわかったことを解説していただく。
・定　　員：８０名

④・事 業 名：「画期の考古学３」「東北・北海道の古墳」
・開催日時：令和６年１０月２６日（土）　１３：３０～１５：３０
・講　　師：東北大学学術資源研究公開センター教授　藤沢　敦　氏
・内　　容：東北北部と北海道は、古墳時代終末期から、奈良・平安時代になり、はじめて古墳を造営するようになることが地域の大きな特色となっている。なぜ、倭国の周縁にある東北北部と北海道では、古墳時代に古墳を造らず、のちの時代に造営するようになるのか。この地域の当該期の研究を続けてきた講師に近年の研究状況をお話していただく。
・定　　員：８０名

⑤・事 業 名：「比べてわかる道内の竪穴群３」
「縄文・続縄文時代の集落遺跡と北海道東部の竪穴住居跡群」
・開催日時：令和７年３月１５日（土）　１３：３０～１５：３０
・講　　師：室蘭市都市建設部土木課　元室蘭市教育委員会　松田　宏介　氏
・内　　容：３回目は、北海道教育委員会が価値の発信に取り組む道内の竪穴住居跡群の特色を他の地域、視点から比較することで解説していく。縄文時代には、多くの竪穴住居跡がみつかるが、なぜ、縄文時代晩期以降、続縄文時代になる

と、竪穴住居跡がほとんどみつからなくなるのか。縄文時代・続縄文時代の集落遺跡と北海道東部の竪穴住居跡群について、造詣の深い講師から話をいただく。

・定　　員：８０名

エ　こども考古学教室（道民カレッジ連携）

①・事 業 名：まいぶん遺跡探検隊（第１次）「はっけん・体験　古墳人の装い」
・開催日時：令和６年８月４日（土）　１３：３０～１６：３０
・講　　師：藤井寺市教育委員会　山田　幸弘　氏
・内　　容：古墳時代の甲冑を含めた古墳時代の装いについて、世界遺産　百舌鳥・古市古墳群の 担当者がこども向けに解説をし、参加者が精巧な復元品を装着してみる体験講座。
・定　　員：２０名

②・事 業 名：まいぶん遺跡探検隊（第２次）
・開催日時：令和６年８月１０日（土）　１３：３０～１５：３０
・講　　師：（公財）北海道埋蔵文化財センター　職員
・内　　容：縄文時代の道具に触れる体験を中心に、つかう・つくる実験を行う。
・定　　員：２０名

③・事 業 名：親子ガラス玉づくり教室
・開催日時：令和６年１１月９日（土）　１３：３０～１５：３０
・講　　師：遠軽町教育委員会　瀬下　直人　氏
・内　　容：親子を対象。ガラスを素材にした玉づくりを体験する入門講座。
・定　　員：１５名

④・事 業 名：まいぶん遺跡探検隊（第３次）
・開催日時：令和７年１月１１日（土）　１３：３０～１５：３０
・講　　師：（公財）北海道埋蔵文化財センター　職員
・内　　容：火おこしをテーマに、道具づくりから実際に火を起こすまでを体験する。
・定　　員：２０名

⑤・事 業 名：まいぶん遺跡探検隊（第４次）
・開催日時：令和４年１月１５日（土）　１３：３０～１５：３０
・講　　師：（公財）北海道埋蔵文化財センター　職員
・内　　容：縄文時代の道具に触れる体験を中心に、つかう・つくる実験を行う。
・定　　員：２０名

オ　研修会

①・事 業 名：市町村埋蔵文化財担当職員出前研修会
・開催日時：令和６年９月１２日（木）　１３：００～１７：００
・開催場所：北見市常呂
・講　　師：奈良文化財研究所企画調整部文化財情報研究室研究員
・内　　容：市町村教育委員会等職員を対象とした出前研修会

②・事 業 名：市町村埋蔵文化財担当職員研修会
・開催日時：令和６年１２月１３日（金）　１０：００～１７：００
・開催場所：北海道立埋蔵文化財センター　２階研修室
・講　　師：文化庁　文化財第二課　埋蔵文化財部門　文化財調査官
奈良文化財研究所企画調整部文化財情報研究室研究員
・内　　容：市町村教育委員会等職員を対象とした研修会

5　指定管理業務の委託等の内容

契約業務名	契約種別	契約方法	契約業者名	契約期間	契約金額（円）	業　務　内　容
自動扉開閉装置保守点検業務	委託	随意契約	フルテック（株）札幌支店	自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日	132,000	・自動扉開閉装置の保守管理　自動扉2台、3か月に1回以上の定期点検 ・点検業務の範囲：駆動装置、制御装置、扉懸架装置、操作部、検出装置、扉建具部、電気、総合動作
消防設備保守点検	委託	随意契約	北海綜合機電設備（株）	自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日	825,000	・機器点検（外観、機能）：年2回、総合点検（総合）：年1回 ・点検項目：消火器具、消火システム（NN100 消火設備）、自動火災報知設備、非常放送設備、屋内消火栓、非常電源専用受電設備、誘導灯・誘導標識、防排煙設備、避難器具
視聴覚放送設備保守点検業務	委託	随意契約	北海道タイコー（株）	自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日	198,000	・定期点検は年1回以上 ・点検項目：音響調整卓、電源部、イコライザー、電力増幅器、CD プレーヤー、ワイヤレス受信機、マイク、アンテナ混合分配器、電源制御部、入出力パッチ盤、レーザーディスク、ビデオ、モニター、プロジェクタ、カセットデッキ
昇降機保守点検業務	委託	随意契約	オーチスエレベーターサービス（株）	自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日	554,400	・乗用エレベーター1台　停止2カ所：1月に1回以上の点検 ・小荷物専用昇降機1台　停止4カ所：1月に1回以上の点検 ・点検項目：機械室、かご室、乗り場、塔内・ピット内
電子顕微鏡保守点検	委託	随意契約	日本電子（株）札幌支店	自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日	1,197,900	・走査電子顕微鏡1台 点検項目：冷却水、真空・排気系、鏡筒室、試料室、基本操作、システム、オプション部、高低真空切替部、総合調整 ・定期点検は年1回
空調機保守業務	委託	随意契約	三菱電機ビルソリューションズ（株）北海道支社	自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日	561,000	・空調機：PAC-1　三菱 PW-J630DG 形　水冷式　1台 PAC-2　三菱 PAT-J450GF 形　空冷式　1台 PAC-3　三菱 PAT-J190 形　空冷式　1台 PAC-4　三菱 PW-J630DG 形　水冷式　1台 PAC-5　三菱 PWT-J560G 形　水冷式　1台 ・集中点検：年2回、通常点検：年1回 ・点検項目：圧縮機、熱交換機、冷媒系統、保護機器、電気系統、送風機系統、外装

契約業務名	契約種別	契約方法	契約業者名	契約期間	契約金額（円）	業　務　内　容
警備・清掃・環境衛生管理・空気調和並びに給排水設備運転及び保守管理業務	委託	指名競争入札	(株)ベルックス	自　令和６年４月 １日 至　令和７年３月 31 日	14,366,748	・ 巡回警備：　警備時間:毎日　－　17時30分～翌日8時45分 土・日・祝日・年末年始　－　8時45分～17時30分 巡回回数:毎日－4回 土・日・祝日・年末年始－6回 警備員1名配置 ・ 機械警備：　設置の警備機器及び火災報知器の作動による警報を一般加入電話により自動通報する。 ・ 清掃：　室内清掃・ガラス清掃：　日常清掃（1日2回以上、1日1回、週1回） 定期清掃（月1回、年1回、年2回） ・ 環境衛生管理業務（毎月1回～年1回） 空気環境測定、水質検査、ねずみ、昆虫の防除、貯水槽清掃、排水設備清掃、汚水槽清掃、簡易専用水道検査、煤煙測定、貯湯槽清掃 ・ 空気調和・給排水衛生設備運転保守業務 8時45分～17時30分　毎日（年365日）勤務（危険物取扱者） 保守点検項目：　暖房給湯温水器、重油ボイラー、煤煙濃度監視装置、温水ヘッダー、冷水ヘッダー、熱交換機器、誇張タンク、温水コイル、ポンプ、オイルポンプ、薬注入ポンプ、不凍液圧送ポンプ、電気ヒーター、冷却塔、冷却水循環ポンプ、顕熱交換器、自動巻き取りフイルター、電気コイルヒーター、空気調和機、電動弁、ヒートポンプユニット、給排気ファン、集塵機、受水槽、給水装置、排水・消化ポンプ、汚水槽・湧水槽、消火水槽、動力制御盤、ヒーティング、排煙機設備 ・空調機・冷蔵冷凍機器の簡易点検業務 点検箇所:モジュラック（天埋ダクト型）4台、業務用冷凍機器（7台）、薬用冷蔵ショーケース（2台）、チラーユニット（2台） 点検内容 エアコン:製品からの異音、外観損傷、腐食、錆び、油じみ及び熱交換機霜付き、フロン類の漏洩の有無 冷蔵・冷凍機器:エアコンの点検項目に加え、庫内温度の異常の有無 点　　検:3ヶ月に1回
自動制御保守委託業務	委託	随意契約	ジョンソンコントロールズ(株)北海道支店	自　令和６年４月 １日 至　令和７年３月 31 日	4,686,000	・ 中央監視装置：　総合点検年1回、巡回点検年3回 ・ 自動制御機器：　総合点検年1回（年間で1巡） 保守点検項目 オイル廻り制御、熱源廻り制御、冷却塔制御、熱源水廻り制御、床暖房制御、貯湯槽制御、PEGタンク加熱制御、顕熱交換器ユニット制御1・2、パッケージ空調機制御1・2・3、空調機制御1、外調機制御1・2・3、VAV 系統排気ファン MD、換気制御1・2
自家用電気工作物保安管理業務	委託	随意契約	(株)トーショウビルサービス札幌支店	自　令和６年４月 １日 至　令和７年３月 31 日	330,000	・ 受電電圧:6．6Kv、電力：　465kw ・ 受電用遮断機:種類　VCB、　電圧:7．2kv、電流　400A ・ 点検:月次点検（毎月1回）及び年次点検（年1回）